

モンゴル自然環境保護法・試訳

袁 輪 靖 博*

本試訳は、拙稿「モンゴルの環境法の動向」¹の副産物である。

そこで触れたように、自然環境資源あふれるモンゴルは、それを活用しながら市場経済化を推進し、現在も発展を続けている一方で、自然環境破壊と都市公害という負の遺産を蓄積させつつある。世界でも貴重なモンゴルの環境の帰趨は、今後の環境法の整備・施行を含む環境対策にかかっている。

市場経済による発展という方向性に誤りはないであろう。しかし、その実践の過程で、それぞれの国や社会の歴史・文化・生活等の特質・実態を尊重しない発展が多く歪みを生むことは、歴史の知るところである。にもかかわらず、多くの国で同じ轍を踏んできたこともまた、経験的に知りうるところである。

自国の特質を踏まえながら市場経済の導入というグローバル化を進めるにあたり、法はどのようにあるべきかについて環境法を軸に考える場合、自然環境の中で歴史的伝統的社会を育んできたモンゴルの市場経済化は貴重な研

* 福岡大学法学部教授

¹ 新美育文・松村弓彦・大塚直編『環境法大系』（商事法務、2012）1105頁以下所収。

究対象である。ロシアと中国という大国に挟まれる地理的状況の中でどのような発展を目指すことが可能かという視点も重要である。

モンゴルの自然環境保護法は日本の環境法体系における環境基本法に位置づけられるもので、最も重要かつ基本的な法律である。1995年に制定されたが、現在では、部分的な改正が行われている。前記拙稿では、改正法について十分に紹介できなかつた。そのため、今回は改正を含めた最新の法状況を紹介し、今後の研究資料としたい。

(目次)

- 第1章 一般原則 (1条～6条)
- 第2章 自然資源の評価、情報収集、調査 (7条～12条)
- 第3章 自然環境保護に関する国家機関の権限 (13条～18条)
- 第4章 自然環境の保護、自然資源の使用、適切な回復の一般的手段
(19条～25条)
- 第5章 自然環境監査 (26条～29-1条)
- 第6章 自然環境、自然資源保護に関する事業者、機関の義務
(30条～32条)
- 第7章 自然環境情報財産 (33条～44条)
- 第8章 その他の規定 (45条～51条)

自然環境保護法

第1章 一般原則

第1条 法の目的

この法律の目的は、人が健康で危険のない環境で生活をする権利を充足し、社会経済的発展を自然環境の均衡と調和させ、現在および将来の世代の利益のために自然環境を保護し、その資源を適切に利用し、自然法則の可能

性を適切に保全することに関する国、人、事業体の間の関係を調整することにある。

第2条 自然環境保護に関する法令

1. 自然環境保護に関する法令は、モンゴル国憲法、この法律およびこれらに基づいて制定された法令その他の法からなる。

2. この法律にモンゴル国の国際条約に対する別段の定めがないかぎり、国際条約の定めにしたがうものとする。

第3条 法律で保護する対象、それに関する定義

1. この法律により、以下に定める自然の対象については、自然環境に悪影響を与える可能性のある活動から保護し、自然環境の均衡を喪失させないよう保護する：

- 1 / 土地、土壌；
- 2 / 地中、その資源；
- 3 / 水；
- 4 / 植物；
- 5 / 動物；
- 6 / 大気。

2. この法律で用いる以下の用語は以下の意味で理解する：

1 / “自然環境”とは、人の生命、活動に直接または間接的に影響を与えるモンゴル国領土内の土石圏、水圏、生物圏、大気圏およびそれらと関係を有する周囲を含む；

2 / “水”とは、モンゴル国領土内の大河、河川、小川、泉、温泉、万年雪、氷、氷河、自然および人工の湖、池沼等の地上および地下水を含む；

3/”植物”とは、モンゴル国領土内に植生する自生のおよび栽培された森林、樹木、すべての種類の上下にわたる植物を含む；

4/”動物”とは、モンゴル国領土内に常時及び一時的に生息する哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫、軟体動物、微生物を含む；

5/”大気”とは、モンゴル国領土上の大気層を含む；

6/”自然環境に対する悪影響”とは、自然環境、その資源が汚染され、悪化し、損害を受け、荒廃させ、消失させる作為／不作為／を含む；

7/”自然環境保護”とは、自然環境が汚染されることから事前に予防し、自然資源の適切な自然回復の可能性を失わせることなく、自然回復力に適合した利用を行い、適切な回復、その監査業務を実施することを含む；

8/”自然環境保護組合”とは／以下、”組合”という／、領土内にある特定の自然資源を保護し、契約により適切に使用、占有する目的で民法 481.1. の定めにしたがって設立し、本法の定める契約によって事業を実施する任意団体を含む；

9/”自然環境情報財産”とは／以下、”情報財産”という／、自然環境に対する整理番号、情報の収集、統合、整理、使用、保管、充実、変更、更新、保護などの事業を行う統合された情報技術をいう；

10/”メタ情報財産”とは、情報源、責任主体、フォーマット、縮図、能力、収容範囲、期間、使用などの記号化された情報集合体をいう；

11/”自然環境被害”とは、自然資源を許可なしに供給、採掘し、自然環境能力の限度、許容限度の限界を越えて自然環境を汚染し、悪化させ、損壊した、自然資源の不足、生態系を破壊するなんらかの作為、不作為をいう；

12/”自然環境被害の賠償”とは、人、事業体、機関、公務員が自然環境に与えた被害に対する賠償、または将来生ずる危険からの事前予防

のために必要とされる自然環境・生態－経済的評価、ガイドラインに基づいて定める金銭的補償をいう；

13/”自然環境被害の賠償者”とは、本法3条2. 11/に定める作為、不作為を行なった人、事業体、機関、公務員をいう。

3. 本条1. に定める対象、それらの資源の所有、占有、使用関係は特別な法律で調整する。

第4条 自然環境保護に関する人の権利、義務

1. 人は自然環境保護について、以下の権利を享有する：

1/ 過失により自然環境に悪影響を与えた者に対し、それにより身体、財産に生じた損害を賠償するよう請求する；

2/ 自然環境保護法令違反を摘発し、自然環境に悪影響を与えた者に責任を負担させるよう請求し、自然環境に与えた損害を抑止するよう裁判所に訴えを提起する；

3/ 自然環境を保護する公益団体を設立し、基金を設置する地域住民の任意による団結に基づいて、自然資源を消滅から保護し、適切に回復し、その利益を得る；

4/ 関係諸機関から自然環境に関する事実や情報を得る；

5/ 自然環境に悪影響を与えるあらゆる活動を制限、中止する決定を出すよう、また自然環境に悪影響を与える可能性のある事業体、機関の新設を許可しないよう関係機関に対して請求する；

6/ 任意に設立し、本法3条2. 8/に定める組合を設立する方法で、自らの居住地域における特定の自然資源を保護し、関係法令にもとづく契約にしたがって使用、占有する。

2. 人は自然環境保護について、以下の義務を負う：

1/ 自然環境保護法令を遵守する；

2/ 自然環境保護の民族的伝統、慣行を遵守し、子孫にエコ教育を施す；

3/ 自然環境に対する悪影響から保護し、自己の過失から与えた悪影響、それによる損害を除去し、賠償する；

4/ 法律によらずに自然資源を使用し、損壊し、侵害して破壊する行為を見つけ知った者は、その旨を当該地域の行政長、国家監査官、自然保護官にきわめて速やかに通知する。

第5条 自然環境保護に関する国の基本方針、原則

1. 国は人の健康で危険のない生活をする権利を充足することを目的として、自然環境に対する悪影響および自然環境の均衡の喪失を防止し、保護する基本方針を実現する。

2. 国は自然環境を保護する基本方針の実現にあたり、以下の原則にしたがうものとする：

1/ 人の生活、労働、余暇における快適な自然環境条件を整備する；

2/ 生態系の持続ある経済発展と自然環境の均衡を確保する；

3/ 科学的根拠に基づく自然資源の適切な利用条件を充足する；

4/ 自然環境を保護し、自然資源を利用する決定、事業内容の透明化する。

第6条 自然資源の所有

1. 土地、その資源、森林、水、動物、植物およびその他の自然資源は唯一国民が管理し、国の保護下におき、モンゴル国民の所有する土地、地下資源、その資源、森林、水資源、動物は国の所有とする。

2. 法律に別段の定めがないかぎり、モンゴル国民、事業体、機関、外

国人、法人は適切な支払、費用を負担して、契約、特別許可または権利証明書にしたがって、自然資源を使用することができる。

3. 法律、契約に定めた手続にしたがい、人はみずから所有または占有する土地において、事業体、機関はみずから占有する土地において、自らの財産で養育する植物、森林、飼育する動物または雨水を集積させるために設置した貯水施設、湖、池を所有することができる。

4. 自然資源の使用にあたり本法6条3.の定めが遵守されているかいなかについては、学問研究および関係専門機関の評価、地域の行政および自然環境問題を所管する国家中央行政機関の規則に基づいて、それらの所有問題を法律にしたがって決定する。

第2章 自然環境の評価、情報収集、調査

第7条 自然環境の評価

1. 自然環境を現状のまま保全し、その均衡の喪失から保護する手段を啓蒙・教育し、自然資源使用の調整を目的として、自然資源の評価および自然環境に対する影響評価をそれぞれ実施する。

2. 自然資源の商業目的による使用を求める者、事業体、機関は自らの費用で、本条1.に定める評価を実施し、事前に評価が実施されていた場合には、その履行のための費用を支払う。

3. 本条4.の定めにしたがい、自然環境評価を行う権限を取得した事業体、機関の実施については、自然資源保護問題を所管する国家中央行政機関が確認する。

4. 事業体、機関に対して、自然資源保護および適切使用問題を所管する国家中央行政機関は自然資源の評価を行う権限を、自然環境問題を所管する国家中央行政機関 / 以下、“国家中央行政機関” という / は自然環境影響

評価を行う権限を、それぞれ与える。

5. 以下の要件を充足した事業者、機関に対し、自然環境評価を行う権限を与える：

1/ 評価部門の構成員の三分の一以上が専門教育を受けた者であること；

2/ 測定用具・機器、調査設備の保有；

3/ 信頼できる検査専門機関から認証された自然環境評価手法の取得・保有；

4/ 評価問題に関する情報部門の設置。

第8条 自然資源の評価

1. 一定の種類の子然資源の範囲について、数量、性質および金銭的指標により決定することを自然資源の評価という。

2. 評価により、自然資源の範囲における当該資源の保護、適切使用、理論的可能性の回復手段を定め、自然環境国家情報財産に登録する。

3. 自然資源の金銭評価は、生態系と経済的意義を考慮して、国家中央行政機関および関係機関が共同で定める。

4. 資源の金銭評価をもって、当該資源の使用費用、手数料、資源に与える悪影響、直接被害に対する適切な支払額を定める根拠とする。

第9条 自然環境影響評価

1. 削除。

2. 自然環境影響評価に関する関係は法律で定める。

3. 影響評価費用はそれを実施する者が財政負担する。

4. 影響評価により定められた要件については、計画案を実施する人、事業者、機関が履行義務を負う。

第10条 自然環境の実態に関する監督－調査

1. 自然環境の実態に関する監督－調査に、自然環境の実態、その変化について常時観察して、研究、調査を行って結果を出し、明らかになった負の変化を停止させ、消滅させる手段を策定する活動を含むものとする。

2. 国家中央行政機関は、本条1.に定める業務を実施することを目的として、自然環境の実態に関する監督・調査ネットワーク／以下、”監督調査ネットワーク”という／を適切に設置して業務を行う。

3. 監督調査ネットワークにより、以下の業務を遂行する：

1/ 自然環境に生ずる物理的、化学的、生物学的変化、汚染水準の観察、測定、調査を実施し、自然環境実態の変化を確定、評価する；

2/ 自然環境、その資源に関する人、利害関係者たる事業体、機関に対して情報を提供する；

3/ 人の健康、自然環境に対する悪影響、資源へのリスクを事前に取り除き、妨害するものを除去する手段を策定する。

第11条 自然環境の調査、研究、その財政措置

1. 国および地域の発展の方向性を定め、希少な動物、植物を適切に回復、繁殖させ、土地、水、大気を保護し、人の健康、危険のない環境で生活することに關する調査、研究業務は、国および地方予算から財政措置を講ずる。

2. 国家中央行政機関、適切な段階の首長が学問研究および関係専門機関に自然環境調査、研究を行わせ、案を策定させ、執行義務を課す者は科学技術基金の財政措置から、利害関係者たる人、事業体、機関に自らの予算による調査、研究に対して援助を与える。

第12条 削除

第3章 自然環境保護に関する国家機関の権限

第13条 国家大会議の権限

国家大会議は、自然環境の保護に関して以下の権限を行使する：

- 1/ 自然環境の保護、その資源の適切な使用、適切な回復のための国家政策の決定；
- 2/ 政府が提出する自然環境の保護、生態系の保全のための基本プログラムを承認する；
- 3/ 自然環境保護法令を承認し、その執行を監督する；
- 4/ 自然資源を使用し、環境を汚染した費用、手数料の上下限額を定める；
- 5/ 動物、植物の絶滅危惧種リストを承認し、変更し、国家特別保護の対象とする；
- 6/ 法律に定めるその他の権限。

第14条 政府の権限

政府は、自然環境の保護に関して以下の権限を行使する：

- 1/ 自然環境の保護、生態系の保全のための基本プログラムの策定、執行作業を適切に組織する；
- 2/ 法律の定めに基づいて、自然環境の使用、輸出入の範囲を制限し、また一定期間禁止する；
- 3/ 所有形態にかかわらず、国家中央行政機関およびアイマダ(県)、首都の首長の意見を考慮して、人、事業体、機関による人の健康、自然環境に対して悪影響のある生産およびその他の活動を中止させる；
- 4/ 動植物、資源の原材料による輸出入の際の税関、禁制品の監督を適切に組織する；

- 5/ 削除；
- 6/ 環境教育を適切に組織する；
- 7/ 法律に定めるその他の権限。

第 15 条 国家中央行政機関の権限

1. 自然環境問題を所管する国家中央行政機関は自然環境の保護に関して以下の権限を行使する：

1/ 自然環境の保護、その資源の適切な使用、適切な回復、自然環境の均衡を保全する国の基本方針、法令の執行を適切に組織する；

2/ 自然環境保護の具体的課題について、他の国家中央行政機関、アイマグ(県)、首都が遵守すべき決定、規則、手続を定め、その実施を監督する；

3/ 自然環境の保護、その資源の適切な使用、適切な回復に関する部門および地域間の調整を行い、自然環境の能力・限度、基準を策定して、権限を有する機関に認証させ、国家行政に関するセンターの設置を共同認証し、執行を適切に組織する；

4/ 法令にしたがい、毎年使用可能な森林、植物、動物の数量の限度を定め、生態系の要請、資源を考慮して地域ごとに一定の種類の資源の使用を制限し、一定期間禁止する；

5/ 自然環境保護に関する国の執行担当者に研究、調査、立案業務を遂行させ、他の研究、調査、立案および専門機関の活動を指導・監督する；

6/ 人、事業体、機関に対して自然環情報を提供し、生態学および遺伝学上の資源の安定的使用に向けた伝統的知識、新たな知見、生活経験の使用により得られる結果を公平かつ誠実に使用する過程に対して支援する；

7/ 自然環境の保護、その資源の適切な使用、回復に関して、

国家行政および地方の独立行政機関を指導し協力する；

8/ 自然環境保護問題について外国、国際機関との共同事業を実施する；

9/ 削除；

10/ 削除；

11/ 自然環境保護、自然資源の適切な回復のための環境教育事業に対し財産援助を行う；

12/ 環境保護官に能動的業務活動を実施させ、業務結果に対する奨励手続の策定する；

13/ 自然環境情報財産の事業活動に関する法令の執行を確保し、実施を監査する；

14/ 法律に定めるその他の権限。

2. 他の国家行政機関は自然環境の保護に関して以下の権限を行使する：

1/ 各部門の発展方針策定にあたっては、自然環境の保護、自然資源の適切使用、適切な回復手段を特別に配慮して実施する；

2/ 自然環境保護法令の履行について、各部門を適切に組織し、その結果については毎年政府に報告する。

第 16 条 アイマグ(県)、首都の市民代表者会議および首長の権限

1. アイマグ(県)、首都の市民代表者会議は自然環境保護に関して以下の権限を行使する：

1/ 域内の自然環境保護、その資源の適切使用、適切な回復手段、予算案の承認、その実施を監督する；

2/ 域内にある自然資源の当該年の使用上限を本法の定めに基づき、手続にしたがって定める；

3/ 自然環境特別保護区域以外の対象について、地域内におけ

る保護の決定を出し、その境界を決定して、保護規則を定め、その実施を監督する；

4/ ホト(都市)、トスゴン(村)、その他の居住地、保養所、療養所、河川、湖沼、温泉、泉、用水地の自然を保護し、衛生上の要請にしたがい特別区域を定める；

5/ 自然環境予算状況、情報財産について、首長と協議を行う。

2. アイマグ(県)、首都の首長は自然環境保護に関して以下の権限を行使する：

1/ 自然環境保護法令、政府決定の実施を適切に組織する；

2/ 域内の自然環境保護、その資源の適切使用、適切な回復手段を策定し、市民代表者会議に提案し、出された決定の実施を適切に組織する；

3/ 国家中央行政機関に対して、期間内に、自然環境情報財産の情報登録を提出する；

4/ 域内の事業体、機関による自然環境保護、その資源の使用、適切回復についての事業活動について管轄を考慮することなく監視を行い、明らかになった違反行為を除去する手段を講じ、必要な場合には当該事業体、機関の自然環境に対する悪影響のある事業活動を自ら一時的に中止させ、または権限を有する機関に当該問題を知らせて決定させる。

5/ 域内の国家自然環境統括官および監査官に対し、本法の定めにしたがい、記章、制服、護身用機器・設備、移動手段を確保する。

6/ 自然環境保護問題を所管する国家中央行政機関の承認を得て、アイマグ(県)、首都の自然環境担当責任者を任命し、解任する。

3. アイマグ(県)、首都の自然環境担当責任者については、自然環境に対する専門的能力を有し、当該部門に3年以上勤務した国家公務員の中から、国家公務員法 17.1 の定めにしたがって選出、任命する。

第 17 条 ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の市民代表者会議および首長の権限

1. ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の市民代表者会議は自然環境保護に関して以下の権限を行使する：

1/ 域内の自然環境保護、その資源の適切使用、適切な回復手段、予算を承認し、実施を監督する；

2/ 法令に基づき、手続にしたがい、域内の当該境界内で使用する自然資源の限度を定める；

3/ 削除

4/ 自然環境保護に関する首長の業務を相互に協議する。

5/ 本法 3 条 2. 8/ に定める組合に対して、域内にある特定の種類の自然資源保護、使用、占有に関する責任を負わせる問題について、バグ、ホローの市民代表者会議の意見に基づいて決定する。

2. ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の首長は自然環境保護に関して以下の権限を行使する：

1/ 域内の自然環境保護に関する法令、市民代表者会議、最高次機関の決定の実施を適切に組織する；

2/ 法令にしたがって、人、事業体、機関に対し、自然資源の使用権限を付与する；

3/ 人、事業体、機関による自然資源の使用を監督し、栽培する森林、植物、家畜、改良・改善して整備された土地、用水地の受取る；

4/ 域内の事業体、機関による自然環境保護、その資源の適切使用、適切回復についての事業活動について管轄を考慮することなく監視を行い、明らかになった違反行為を除去する手段を講じ、必要な場合には当該事業体、機関の自然環境に対する悪影響のある事業活動を自ら一時的に中止させ、または権限を有する機関に当該問題を知らせて決定させる；

5/ 自然保護官の業務を指導し、義務の遂行に必要な記章、制

服、護身用機器・設備、移動手段に対して地方予算を充て、必要があれば他の援助を与える；

6/ 事業体、機関の廃棄物処理を定め、汚染を減少させる手段を講じる；

7/ 本法 17 条 1. 5/ に定める決定に基づく組合に責任を負わせるにあたり、特定の種類の自然資源について適切な条件、期間を付して、法律、規則にしたがって保護させ、使用させ、占有させる契約を締結し、その履行を監督する。

第 18 条 バグ、ホローの市民公共会議および首長の権限

1. バグ、ホローの市民公共会議は自然環境保護に関して以下の権限を行使する：

1/ 他に占有、使用させない草刈場、放牧地、用水地を保護し、使用する割当分を調整する；

2/ 公共使用する自然資源の保護、使用を監督する；

3/ 自然環境保護に関する首長の業務報告を受ける。

2. バグ、ホローの首長は自然環境保護に関して以下の権限を行使する：

1/ 自然環境保護法令、市民公共会議および最高次機関の決定の実施を適切に組織する；

2/ 域内における自然環境保護業務を指導し、環境汚染、廃棄物の浄化を行う年次業務に市民を参加させる；

3/ 法令に定めがある場合、自然資源の使用権限証書を与える；

4/ 域内の環境衛生・保健の要請を確保し、公共廃棄物処理場を定める。

第4章 自然環境の保護、自然資源の使用、適切な回復の一般的手段

第19条 自然環境保護の一般的手段

1. モンゴル国は、”自然環境を保護し、危険のない生態系を確保する基本プログラム”をもって財政措置を講ずる。

2. 政府、その機関、担当責任者は以下の一般的手段により、自然環境を保護する：

1/ 希少動物の狩猟、捕獲、稀少植物の栽培、使用を禁止する；
2/ 稀少な動植物をモンゴル国のレッドブックに登録し保護する；
3/ 自然環境に及ぶ有害で危険な影響の程度、基準を定め、遵守させる；

4/ 環境教育、養成を行い、民族的伝統を遵守させる；

5/ 無害の、危険のない、汚染のない、廃棄しない技術を普及させおよび使用を奨励する；

6/ 都市、集落その他の居住地の環境、および河川、湖沼、温泉、泉、水源の自然を保護し、衛生地域を定める。

7/ 組合に対し、契約にしたがって、特定の種類の自然資源を保護させ、使用させ、占有させる責任を負わせる。

第20条 自然環境の限度基準

1. 人が健康で、危険のない環境で生活できる条件を確保し、自然環境を保護する目的から、自然環境に排出される有害で危険な物質の成分、発生する悪影響の水準/以下”自然環境の限度・基準”という/を以下の基準で定める：

1/ 大気、水、土壤中の化学的・生物学的に有害で危険な物質の許容範囲；

- 2/ 自然環境に排出可能な有害で危険な物質の許容上限；
- 3/ 騒音、振動、電磁波その他物理的に悪影響を与える許容範囲；
- 4/ 放射能の許容範囲；
- 5/ 畑、牧地保護のために使用される農薬の許容上限；
- 6/ 食品内の化学物質内容量の許容上限；
- 7/ 自然環境の収容量および資源を使用できる許容上限。

2. 本条第1. 1/、3/、4/、6/に定める限度を基準監督機関が定める。

3. 定められた自然環境の限度・基準を超えて自然環境に対する有害物質を排出し、悪影響を与えた人、事業体、機関は、自然環境に与えられた被害を自ら除去し、かつ専門機関による除去によって支出した費用を適切に支払う。

第21条 自然環境汚染からの保護

1. 定められた自然環境の限度・基準を超えた産業および生活廃棄物の排出を自然環境汚染という。

2. 国家中央行政機関は汚染源の登録管理を行う。

3. 人、事業体、機関は産業および生活廃棄物の排出によって自然環境を汚染しないために、以下の義務を負う：

1/ 有害で危険な物質および廃棄物については唯一、特別に定められた場所に許可された方法で埋設、処分する；

2/ 廃棄物については、分別して目的ごとに収集し、特別に定められた運送手段によって決められた場所に処分する；

3/ 居住/在住/地周辺および住居移動に際して清掃し、必要があれば浄化する；

4/ 柵、住宅周辺の廃棄物を清掃する。

4. 放射性および化学的に有害で危険な物質、それらを含む合成物を生産し、保存し、運送し、使用し、消滅させる手続については法律で、産業・生活廃棄物の収集、運搬、無毒化、浄化・消毒、加工、埋設、消滅させる手続については政府が、それぞれ定める。

第 22 条 自然災害、緊急危難を受けた地域

1. 人の活動および自然の出来事の結果として自然環境、人、家畜、動物、植物、それらの遺伝的影響に対して生じた悪影響、変化が生じた地域は、自然災害、緊急危難を受けた地域という。

2. 自然災害、緊急危難を受けた地域に含まれる地域区分については、国家中央行政機関の意見に基づいて政府が定める。

3. 自然災害、緊急危難を予防し、その原因を限定し、損害を消滅させ、自然環境を修復し、自然資源を回復させる手段については、国家中央行政機関、国民保護業務担当者、すべての首長、その他関係機関が共同して措置を講じる。

4. 自然災害、緊急危難による損害を消滅させる費用については、国家予算から支出し、生じた損害の原因を特定した後に、それについて過失ある者に賠償させる。

第 23 条 非常事態宣言時の自然環境保護

モンゴル国憲法の定めにより、非常事態宣言された地域内で、環境被害、被害の危険性を減少させ、その損害を消滅させ、自然環境、その資源を保護する手段については、非常事態に関する法律および非常事態発令法の定める原因、手続にしたがって措置を講ずる。

第 24 条 自然資源の使用上限

1. 自然資源の規模、適切な回復能力を考慮して、一定期間内に使用できる限度のことを自然資源の使用上限という。
2. 自然資源の使用上限については、当該自然資源の保護、適切な使用に関する法律の定めにしたがって定める。

第 25 条 自然資源の適切な回復

1. 自然資源を商業目的で使用する主体となる人、事業体、機関は、自然環境の均衡を確保する目的から、以下の手段を講じるものとする：
 - 1/ 稀少動植物の使用を制限し、その飼育・栽培し、移動させ、飼料を確保するなど資源を増加させる；
 - 2/ 自然資源を使用した場所、環境を修復し、改善させる。
2. モンゴル国の領土内に生育していない動物を飼育させ、移動させ、その植物を栽培し、その微生物を培養するにあたっては、国家中央行政機関、その他権限ある機関の許可、監督の下で実施するものとする。

第 5 章 自然環境監査

第 26 条 自然環境監査

1. 自然環境の保護、その資源の適切使用、適切な回復にあたって行われる監査については、専門監査機関に実施させるものとする。
2. 国境、税関、獣医、健康、細菌研究、鉱業などの監査官または法律の定めにより監査実施義務を負う担当者に対し、自然環境国家監査官の権利を与え、監査義務を履行させることができる。
3. 専門監査業務については自然環境国家統括監査官、国家主任監査官、国家監査官、アイマグ(県)、首都では国家主任監査官、国家監査官が、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)では国家監査官 / 以下、“国家監査官” という /

および自然保護官が、それぞれ職務を行う。

4. 国家監査官については以下の条件で任命し、解任する：

1/ 国家主任監査官、国家監査官の権限については、国家監査調査に関する法律 21 条 3.、4. の定めにしたがい付与する；

2/ 削除；

3/ 削除；

4/ 自然保護官については、本法 26 条 7. に定める基準にしたがい、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の国家監査官の意見を考慮してソム(郡)、ドゥーレグ(区)の首長が行う。

5. 自然環境保護国家監査官は、生態、自然保護、自然環境監査、評価を行う専門的な総合判断能力を有し、かつその判断について専門的経験があり、高等教育修了の学位を有する者を任命する。

6. 自然環境方針により、教育問題を所管する国家中央行政機関から、特別の教育権限の許可を与えられた教育機関の専門教育課程を修了した者に対して、自然保護官の下で職務を行わせる。

7. 自然保護官の担当業務地域の範囲は、高山地帯で 10 万 ha、森林ステップ地帯で 1 万 ha、草原ステップ地帯で 50 万 ha、沙漠ステップ地帯で 60 万 ha、沙漠地帯で 80 万 ha 以内とし、特別国家予算財産により保護・育成された森林区域各 30km ごとに自然保護官 1 人を配置するが、この基準は都市周辺緑地帯の 7 割以下とみなす。当該地域に含まれるソム(郡)に登録された禁制地および資源複合地における自然保護官の担当業務地域の範囲については、当該特別保護地の分類、保護規則、特質、範囲などを考慮して、政府が定める。

8. 当該区域内の自然環境保護、その資源の適切使用、適切な回復に対する監査の実施を補佐する義務を有する特任自然保護官を任命業務にあたらせることができる。

第27条 国家監査官の権利、義務

1. 国家監査官は以下の権利を有する：
 - 1/ 人、事業体、機関が自然環境保護法令をどのように履行しているかいなかにかかわらず監査する；
 - 2/ 監査にあたり必要とされる情報、文書については、関係する人、事業体、機関に提出させる；
 - 3/ 法令、基準、許容される上限に違反して自然環境に悪影響を与えた人、事業体、機関については、違反行為の排除を要求し、一定の期間内に活動を中止させる；
 - 4/ 監査の実施にあたり、事業体、機関に立入り、必要な物品・機器を押収し、自らの監査の下に調査する；
 - 5/ 自然災害、緊急危難の際に、必要があれば、公共交通手段により優先的に移動し、他の交通手段を動員してその費用を支払う；
 - 6/ 自然環境保護法令の実施を監査する過程で、人的および輸送手段の証拠書類を調査し、違反が明らかになった場合、証拠書類、違法に狩猟、捕獲、栽培、鉱業採掘した自然資源、有益な技術、備品、器具を没収する；
 - 7/ 自然環境保護法令に違反した者に対し、法律に定める行政罰を課す；
 - 8/ 自然保護官の業務を調査し、指示を与える；
 - 9/ 重大な違反があるとき、使用した輸送手段を没収する；
 - 10/ 法令、技術手法に違反し、自然環境に損害を与えた事業体、機関の免許、自然環境の方針にしたがい事業を実施する権限の無効、事業活動の一時的または全面的な中止について意見を言い、当該権限を有する機関に決定させる；
 - 11/ 自然環境保護法令に違反した決定を出した機関、公務員の

決定を無効とする請求を行い、かつ最高次機関に請求して決定させる。

2. 国家監査官は以下の義務を負う：

1/ 自然環境を保護する義務を履行させるにあたり、法令、関連規則、手続を厳格に履行させる；

2/ 自然環境保護法令違反の性質・状態／違反者の氏名、住所、行為の性質・状態、生じた損害、軽減あるいは加重すべき事情／について記録して違反者に署名させ、それを拒絶した場合には、その旨を記録する；

3/ 人、事業体、機関に対して行政罰を課し、それらの者の違法行為を中止させ、法令の規定にしたがってその原因、根拠を特定し、定められた定型調書および罰金リストに記録する；

4/ 明らかな違反を中止させ、消滅させる手段を講じる際には、人、事業者、機関の権利、法律上の利益を考慮し、生産上の秘密を保護する；

5/ 法律に定める根拠にしたがって、違反者から没収した物、武器類は、一時的に没収した証明書を登録して持主に残し、武器類は完全な状態のまま期間内に権限ある機関に引渡す；

6/ 自然環境の保護、適切使用、適切な回復、監査の業務にあたり、地域参加を助長させて、それを積極的に推進し、助言し、適切に組織し、共同実施する。

第 28 条 自然保護官の権利、義務

1. 自然保護官は以下の権利を有する：

1/ 区域内において、本法 27 条 1. 1/、4/、5/ に定める国家監査官の権利を行使する；

2/ 法律に特別の定めがある場合には、区域内において、本法 27 条 1. 6/、7/ に定める国家監査官の権利を行使する。

2. 自然保護官は本法 27 条 2. に定めるほか、以下の義務を負う：

- 1/ 所管の区域内において、自然環境に危険を与える可能性のあるものを回復し、自然資源を保護する手段を講じる；
- 2/ 法令に定めがある場合、自然資源を使用する権利書面を交付する；
- 3/ 人、事業体、機関との契約、特別許可、権利書面にしたがって、当該資源の使用場所を指定し、監査する；
- 4/ 所管の区域内において、自然資源の変化を観察し、情報を情報財産に反映させる；
- 5/ 自然災害、緊急危難の直後に、それを適切な首長に通知し、損害を消滅させる手段を講じる；
- 6/ 所管の区域内において、自然資源の回復を適切に組織する。

第29条 国家監査官、自然保護官の武器、護身用特別機器の使用

1. 国家監査官、自然保護官は、当該地域条件に応じた法令の履行状況を監査するにあたり、武器、護身用特別機器を携帯する権利を有する。
2. 国家監査官、自然保護官は、当該地域条件に応じた法令の履行状況についての監査に際し、明らかになった違反、外部からの侵入に対して、他の手段では停止できない場合、以下の場合にかぎって武器を使うことができる：
 - 1/ 自然環境保護法令に違反した者が法律上正当な要請に対して明確に違反して武器を使い、またはその他の方法による実力行使で生命に危険が及んだ；
 - 2/ 野生動物の襲撃により生命に危険が及んだ。
3. 自然環境保護法令に違反した者が国家監査官、自然保護官の法律上正当な要請に対して実力行使で違反した場合、ゴムあるいは電気棒、催涙・呼吸困難を及ぼす装弾銃、ゴムあるいはプラスチック弾銃など各人が特別機器を使うことができる。

4. 武器、護身用特別機器の使用方法については、国家中央行政機関の意見を考慮し、国家検事総長と協議して国家中央警察行政機関が定める。

第 29-1 条 国家監査官、自然保護官に対する社会権の保障

1. 国家監査官、自然保護官には、以下の社会的権利の行使が保障される：

1 / 25 年以上の国家公務の最後の 10 年間を自然保護業務に携わった自然環境監査における国家監査官、自然保護官を保障するため、業務執行機関が 12 ヶ月の給料に相当する額の財政援助を 1 回行う；

2 / 業務を行う義務の実施目的にしたがい、移動手段、制服、武器、護身用特別機器を確保する。

2. 国家監査官、自然保護官が公務を行う義務の遂行過程で、他人の行為の影響により、労働能力を一時的に喪失し、後遺障害を負い、死亡するに至った場合、本人およびその家族に対して、以下の扶養料、給料の差額を与える：

1 / 労働能力の一時的喪失の場合、治療による休業期間の損失、公務員の基本給の差額；

2 / 後遺障害を負った場合、後遺障害を負った者の損失、公務員の基本給の差額；

3 / 死亡するに至った場合、遺族に対し、被害者の 3 年分の基本給に相当する額を扶養料として 1 回支払う；

4 / 本条 2. に定める基本給の差額、扶養料を予算から支払い、それに相当する額を過失ある加害者に適切に支払わせる；

5 / 法律に定めるその他の保証。

第 6 章 自然環境、自然資源保護に関する事業体、機関の義務

第30条 専門機関

1. 森林、動物、水、鉱物資源など自然資源の保護、適切使用、適切な回復問題について、法律または国家中央行政機関の与える権利にしたがい、調整権限を有する事業体、機関を専門機関という。

2. 本条1. に定めた業務を調整する権限を専門機関に付与する手続については、政府が制定する。

3. 専門機関は管轄区域内で、以下の事業を行う：

1/ 国家中央行政機関および政府の決定に基づいて、人、事業体、機関と自然資源使用契約を締結し、その契約にしたがって自然資源を使用する場所を指定する；

2/ 自然資源の保護、適切使用、適切な回復案、計画の策定、その実施業務の適切な組織、権限を与えられた場合には影響評価を行う；

3/ 自然資源の調査を委託注文する；

4/ 病気、有害げっし類、有害虫、火事などの自然災害、緊急危難に対する自然資源の予防、保護、対抗措置を講じる；

5/ 人、事業体、機関に対して、自然資源の保護、適切使用、適切な回復に関する技術的監査、専門的方法の援助を行う；

6/ 当該区域内において、自然資源の変化を観察し、情報を情報財産に反映させる；

7/ 自然資源の研究、保護、適切使用、適切な回復に関する意見を市民代表者会議、行政長に与えて決定を行わせ、必要がある場合には、国家中央行政機関に報告する；

8/ 自然資源の保護、適切回復、適切使用、修復、それらに関する法令に定めた規則にしたがった生産、サービスを行わせる。

第31条 事業体、機関の義務

- 1/ 自然環境保護法令、政府、地方自治体および首長の決定、国家監査官、自然保護官の要求を遵守する；
- 2/ 権限ある機関が承認した自然環境に関する基準、限度、規則・手続を厳格に遵守し、内部監査を実施する；
- 3/ 生産、サービスの過程で自然環境に排出される有害物質、物理的な悪影響、廃棄物の限度を計算し、その減少、浄化に関して講ずべき手段、監査活動に関する情報について、期間内に関係機関に提出する；
- 4/ 自然環境に悪影響を与える生産、サービスを行う事業者、機関が過失により悪影響を縮減し、停止し、または自然環境を保護し、適切に回復する手段を講ずる費用については、毎年特別に予算計上して実施する；
- 5/ ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の首長に対して期間内に、契約にしたがって植栽された森林、植物、飼育した動物、回復・改修した水の流れ、改善した場所を引き渡す；
- 6/ 国家中央行政機関が承認した手続にしたがい、生態パスポートの登録を行なう。

第 31- 1 条 組合

1. 自然環境を保護する事業活動にあたり、当該領土内の市民は、本法 3 条 2. 8/ に定める組合の形態で適切に組織された機関に参加し、契約に基づいて、上記保護の責任を負う特定の自然資源を法の範囲内で契約の定めにより適切に使用、占有する優先的権利を有する。
2. 組合の構成員は、18 歳以上で、当該ソム(郡)、ドゥーレグ(区)に籍を置き、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)に居住するモンゴル国民とする。
3. 特定の自然資源に対し、責任をもって保護、使用、占有することに関して組合が定めた定款は、自然環境問題を所管する国家中央行政機関が認証する。

4. 本条3.の定めにしたがい、自然環境問題を所管する国家中央行政機関から認証された定款に基づく組合構成員全体会議は、環境保護方針に基づいて実施される事業活動計画を協議し、認証する。

5. 組合に対し、契約にしたがって、特定の自然資源の責任を負わせるにあたっては、組合構成員の数、責任を負わせる区域、資源の限度、特質などを考慮する。

6. 組合に責任を負わせる自然資源の場所には、その地下資源、遊牧地、水源地、特別利用地を含めない。

7. 環境保護に向けた事業活動の実施に関する市民組合の請求を決定する問題については、以下の書類に基づいて、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の首長が適切に取り扱う：

1/ バグ、ホローの市民公共会議の意見、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の市民代表者会議の決定；

2/ 組合の自然保護方針による事業の実施を求める申請；

3/ 組合構成員全体会議の決議により承認された、自然保護方針により実施される事業活動計画；

4/ 組合が締結した構成員共同事業に関する契約書の写し；

5/ 組合構成員の市民証明書の写し。

8. 必要となる書類が本条2. に定めた要件、本条7. に定めるすべての要件、本条3. にしたがった認証手続条件を充たしており、すべての書類が完備された場合、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の首長は、組合の申請を受領し、自然保護の方針による事業の実施に関する契約を締結し、登録証を発行する。

9. 組合の環境保護の方針による事業実施に関する契約書および、登録証の書式については、自然環境問題を所管する政府の担当官が認証する。

10. ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の首長は以下の場合、組合が環境保護方

針によって実施する事業を停止し、契約を解除する：

1/ 組合が環境保護方針によって実施する事業を停止する旨のバグ、ホローの市民公共会議の意見、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の市民代表者会議の決定が出された；

2/ 本条 11. または契約により負担する義務の度重なる不履行があり、契約締結後6ヶ月間にわたり環境保護方針による事業が実施されなかった；

3/ 構成員全体会議により、組合の環境保護方針によって実施する事業を停止する旨の決定が出された；

4/ 本条 2. に定めた要件に違反した。

11. 組合は本法 31 条、特定の種類の環境保護、使用、占有における責任の調整に関する法令に定める義務の履行とともに、当該段階の首長と締結した契約の定めにしたがい、法令に適合するよう自らの事業を実行する。

12. 組合は毎年、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の市民代表者会議に対し、自然保護の方針によって実施する事業契約の履行状況を報告し、説明するものとする。

第 32 条 自然環境保護における公益機関の参加

1. 自然環境、その資源の保護を目的とする公益機関は、自然環境保護に関する以下の事業活動を行うことができる：

1/ 自然環境保護法令の履行に対して、公益監査をし、調査し、明らかになった違反を是正するよう請求し、その問題を所管する機関に決定を出させる；

2/ 国家中央行政機関および各段階の会議、首長に対して、自然環境保護に関する意見を具申する；

3/ 環境教育、養成事業について、自らまた関係機関と共同し

て、適切に組織する；

4/ 自然環境の保護、適切な回復の案、勧告、手段を策定し、関係機関に報告して決定を出させる。

2. 政府は契約に基づき、自然環境保護を目的とする公益機関に対して、自然環境保護に関する国家執行機関の明確な基本的義務を移転し、その実行のための財政措置を講ずることができる。

第7章 自然環境情報財産

第33条 情報財産の形態

1. 情報財産は、電子的方法によるものとする。
2. 情報財産の情報は、整理番号、録音、録画、絵・写真、グラフィック、文書の形態による。
3. 情報財産の整理番号は、デジタル方式の形態による。
4. 法律に別段の定めがないかぎり、情報財産は公共に公開するものとする。

第34条 情報財産の定義

1. 情報財産には以下の種類がある：
 - 1/ 国家；
 - 2/ アイマグ(県)、首都；
 - 3/ ソム(郡)、ドゥーレグ(区)。
2. 本条1.に定める情報財産はすべて統合される。
3. 情報財産を構成し、策定し、情報公開し、使用し、維持し、保護する手続および、詳細な原本情報リストは、政府が定める。

第 35 条 情報財産の収集対象

1. 国家情報財産は、以下の対象について情報収集する：

- 1/ 土地、その土壌；
- 2/ 地中、その資源；
- 3/ 水、温泉；
- 4/ 森林；
- 5/ 自然植物；
- 6/ 動物；
- 7/ 大気、その汚染；
- 8/ 大気の蒸発；
- 9/ 自然災害；
- 10/ 化学的有害危険物質；
- 11/ 廃棄物；
- 12/ 特別保護地区；
- 13/ 自然環境に関する権利；
- 14/ 自然環境影響評価；
- 15/ 自然環境の政策、計画の実施；
- 16/ 自然環境の統計情報、報告；
- 17/ 自然環境の保護手段を講ずる予算、費用；
- 18/ 自然環境方針による事業を実施する機関、人的資源；
- 19/ メタ情報財産；
- 20/ 自然環境に関するその他の情報。

2. アイマグ(県)、首都の情報財産は、本条 1. 1/- 7/、9/-12/、14/-18/、20/ に定める対象について情報登録する。

3. ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の情報財産は、本条 1. 1/- 6、9/-12/、14/、15/、17/、18/、20/ に定める対象について情報登録する。

第 36 条 メタ情報財産

1. 自然環境メタ情報財産は、以下の情報からなる：
 - 1/ 情報の名称、概説；
 - 2/ 情報の性質・定義；
 - 3/ 情報の基本的起源；
 - 4/ 情報の全体索引システム；
 - 5/ 情報の利用、分配。
2. 自然環境に関する情報を保有する人、国家、および非営利機関は、本法 35 条 1. に定める情報を集め、各々の新たなメタ情報財産を国家情報財産に集積する。

第 37 条 情報財産への情報集中義務を負う機関、実施機関

1. 本法 35 条 1. 1/ に定める情報については、土地問題を所管する国家中央行政機関が毎年 2 月 20 日までに、国家情報財産に集計させる。
2. 本法 35 条 1. 2/ に定める情報については、地質・鉱山問題を所管する国家中央機関、アイマグ(県)、首都の首長が毎年 3 月 1 日までに、国家情報機関に集計させる。
3. 本法 35 条 1. 3/、4/、7/ に定める情報については、自然環境問題を所管する国家中央機関または当該問題を所管する国家機関が毎年 12 月 20 日までに、国家情報機関に集計させる。
4. 本法 35 条 1. 5/、6/ に定める情報については、科学技術および当該問題を所管する国家中央行政機関が毎年 12 月 20 日までに、国家情報機関に集計させる。
5. 本法 35 条 1. 8/、9/ に定める情報については、天候、自然監査技術および非常事態問題を所管する国家行政機関が、災害の発生に関するす

べてを国家情報機関に集計させる。

6. 本法 35 条 1. 10/ に定める情報については、自然環境、地質・鉱山および当該問題を所管する国家中央行政機関が毎年 2 月 20 日までに、国家情報機関に集計させる。

7. 本法 35 条 1. 11/、12/ に定める情報については、自然環境問題を所管する国家中央行政機関およびアイマグ(県)、首都の首長が毎年 3 月 1 日までに、国家情報機関に集計させる。

8. 本法 35 条 1. 13/-18/ に定める情報については、自然環境問題を所管する国家中央行政機関がそのすべてを国家情報機関に集計させる。

第 38 条 情報財産の業務を確保する機関

1. 自然環境問題を所管する国家中央行政機関は、情報財産における国家レベルの業務について指揮監督し、適切に組織する。

2. 自然環境問題を所管する国家中央行政機関に自然環境情報センターを設置して、国家情報財産の日常業務を実施させ、国家サービス機関とする。

第 39 条 自然環境情報センターの権限

1. 自然環境情報センターは、以下の権限を行使する：

1/ 情報財産の業務について法令を遂行させる；

2/ 情報財産を構成させ、充実させ、確保し、保護し、更新し、使用する業務の適切な組織を指揮する；

3/ 情報財産におけるプログラム、技術、個人情報に対してする総合方針を実施させ、それらの調査を準備し、資格を付与する；

4/ 利用者に対し、情報財産から情報を取得する権利を行使させる条件を確保する；

5/ 社会的需要、および二次的情報を生じさせる必要がある情

報を加工する；

6/ 情報財産の整理番号、登録情報を整理し、記録する；

7/ 本法 37 条に規定されていない人、法人による情報財産の情報を収集、選択、監査業務を適切に組織する；

8/ 情報の真実性、情報財産の迅速性、通常業務、保護、管理、機密保持、複製について責任を負う；

9/ 情報財産に情報収集させる；

10/ 情報財産の危険でない状態を確保する；

11/ 情報財産の情報収集について、情報収集義務を負う機関に専門性や手段に関する支援を提供する；

12/ 情報財産における変更事項、情報の収集状況についての情報財産に関する報告書を毎年公開する；

13/ 情報財産に対する侵害、損害の発生について、ただちに関係機関に通知し、その通常業務を回復させる；

14/ 情報財産の問題について、外国または国際機関と共同事業を行う；

15/ 情報財産の目的・地位にしたがい、プログラム、電子機器、設備を確保し、必要な整理番号、情報の取得にあたり、必要な財政措置として、毎年国家予算に計上する。

第 40 条 情報財産に対する情報収集義務を負う機関の権限

1. 本法 37 条の定めにしたがい、国家情報財産に情報を収集させる義務を負う機関は、以下の権限を行使する；

1/ 関係情報を収集し、国家情報財産と電子的形態かつ電子ネットワークで統合させ、技術的に困難な場合には、情報担当者が運用する；

2/ 自然環境に対する整理番号、情報を更新し、変更を行い、

新たな整理番号、情報で情報財産を充実させる；

3/ 自然環境に対する整理番号、情報の真実性、客観性について責任を負う；

4/ 自然環境に対する整理番号、情報の一時的保管について責任を負う；

5/ 自然環境に対する整理番号、情報の増加、変更、更新について、自然環境情報が確定した日から7日以内に公表する；

6/ 国家情報財産に情報を収集させる技術、その条件整備、関連費用について責任を負う。

第41条 情報財産の利用者の権利、義務

1. 情報財産の利用者は、以下の権利、義務を有する：

1/ 情報財産の整理番号、情報を使用して研究、調査を実施し、照会情報の準備その他の方法で使用するにあたり、情報は占有者の名を引用するものとする；

2/ 整理番号、情報に関する情報財産の業務について訴えを提起する。

第42条 情報財産整備の一般要件

1. 情報財産を整備し、使用し、拡張させる業務、技術は、情報、交通、科学技術に関する国家政策と関係する。

2. 情報財産の内容、含まれる種類、収集範囲は、利用者の要望、需要に基づいて定めるものとする。

3. 情報財産事業を実施させる機関の技術的課題は、情報の統合確保を企図するものとする。

第 43 条 情報財産の事業における禁止事項

1. 情報財産の事業にあたり、以下の事項を禁止する：
 - 1/ 情報財産の整理番号、情報の変更、消滅、窃取；
 - 2/ 情報財産のプログラムの変更、消滅、破壊；
 - 3/ 情報財産の技術、設備、ネットワーク構築作業に対する故意または過失による滅失、破壊、損壊；
 - 4/ 情報財産に対するウィルスの拡散；
 - 5/ 情報財産に含まれている個人、法人の秘密に関する情報の漏洩；
 - 6/ 占有者の承諾なしに、情報財産から取得した情報を商業目的で使用し、他人に転売すること；
 - 7/ 故意または過失により、情報財産から情報を写し取り、正当な根拠なく利用すること；、
 - 8/ 使用を制限された整理番号、情報に対し、違法に介入し、それを変更、破壊、消滅させること；
 - 9/ 情報財産に参加する権利を違法に取得し、他人に譲渡すること；
 - 10/ 情報財産の担当者が法律による権限を濫用して、整理番号、情報および情報財産の安全性を損なうこと。

第 44 条 情報財産の財政措置、有料の条件

1. 情報財産は国有とし、その事業は国家予算により財政措置を構ずる。
2. 情報財産の情報は、有料または無料とする。自然環境問題を所管する政府担当者が無料とされる公共目的の情報リストを決定する。
3. 人、法人は国家基金に対し、自己の財産で収集・提供した整理番号・情報についてのメタ情報を無料で提供する義務を負う。

4. 自然環境情報センターは、本条3.に定めた人、法人から必要な情報を購入することができる。

5. 人、機関、法人は国家情報財産に対し、国家の予算、科学技術、国際的および外国の経済協力の枠内で収集される自然環境の整理番号、情報を無料提供する義務を負う。

6. 人、法人は、情報財産の学問的、教養、健康で、危険のない環境で生活する条件の確保に関する公共目的の情報について、無料で使用する権利を有する。

7. 本条に定める有料情報による収入の50%については、情報財産を刷新し、業務を拡大させ、その発展のために使用する。

第8章 その他の規定

第45条 財政

1. 国または地方みずから指導・監督する機関が自然環境を保護し、その資源の回復手段を実行し、自然環境保護法令の履行状況の監査を実施するために必要な費用については、国家および地方予算から財政措置を講ずる。

2. 法律に別段の定めがないかぎり、自然資源の使用による支払、費用による収入は地方予算に算入する。

第46条 自然環境保護にむけた経済的措置

1. 自然環境の保護、その資源の適切使用、適切な回復、自然環境に与える有害で危険な影響の減少を促進する手段、有害でない、危険のない、汚染のない、廃棄物のない技術を採用した人、事業体、機関について、国が奨励する。

2. 環境教育を施し、自然環境を保護し、自然資源を適切に回復する事

業に対し、予算から財政上の支援を与える。

3. 本条1.の定めにしたがい、人、事業体、機関を奨励する手続については、政府が定める。

4. ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の首長は、権限を有する機関、公務員に対して自然環境法令違反に関する真実で客観的な情報を提供し、かつ違反を明らかにし、または違反を明らかにして具体的な協力をした人に対して、違反者の支払う罰金による適切な支払の15%に相当する金銭を与える。

5. 法律に違反して自然資源の収奪がある場合、アイマグ(県)、首都、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の首長が国家中央行政機関は、法律違反を明らかにした国家監査官、専門監査機関、自然保護官に対し、自然資源の転売による収入の15%を支払う。

6. 本条4.、5.に定める金銭支払手続については、財務および自然環境問題を所管する政府の担当官が定める

7. 本条4.に定める通報者については、それに関する法令にしたがい調整する。

第47条 自然資源の使用における支払、手数料

1. 自然資源の使用における支払、手数料には、自然資源の使用権利証の発行手数料、資源使用における支払、許可された範囲の廃棄物、汚染物質の排出における支払が含まれる。

2. 権利証、契約に定めた範囲を超えた使用、および無許可の狩猟、採取、収集、鉱物採掘した自然資源、および許可された範囲を超えた廃棄物、その他の有害物質の排出にあたっては、適切な支払を賠償させる。

3. 本条2.に定める適切な支払については、地方自治体予算に算入する。

4. 本条1.に定める支払、手数料の上下限の支払手続については法律で定める。

第 48 条 環境教育、養成

1. 政府は義務あるいは義務でない教育制度の枠内で、人々に対する環境教育、養成、自然環境保護手段、経験を付与プログラムを承認し、その履行を適切に組織する。

2. 環境教育、養成を行う事業については、以下の通り、適切に組織する：

1/ 就学前教育機関、普通教育の学校課程において、自然環境を保護する初等知識を養成する；

2/ 短大、大学、大学院および専門学校に、専門教育を考慮して、自然環境の保護、自然資源の適切使用における科学的基礎、法的知識を与える；

3/ 報道機関により、環境情報、自然環境保護に関する民族的伝統、慣行、法令を広報する。

第 49 条 自然環境に与えた損害の適切な支払

1. 人、事業体、機関は、違法な行為により自然環境、その資源に直接与えた損害について、適切な支払義務を負う。

2. 人、事業体、機関の違法な行為の結果失われた自然環境の均衡および自然資源を適切に回復させ、人を移住させ、当該区域から家畜、動物を移動させるために支出した費用について、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の首長は過失ある者に適切な支払を行わせるよう裁判所に訴えを提起することができる。

3. 本条 1.、2. に定める損害に対する過失ある者による適切な支払は、それに関する法令に基づく刑事責任の免責原因とはならない。

第 50 条 自然環境保護法令の違反による負う責任

1. 過失により自然環境保護法令に違反した者に対しては、違反の性質・内容、損害の範囲を考慮して刑事および行政上の責任を負わせる。

2. 裁判官および自然環境国家監査官は、以下の通り自然環境保護法令に違反した者が刑事責任を負わない場合、以下の行政罰を負わせる：

1/ 本法 21 条 3.、31 条 3. 4. 5. 6. に定めた義務を履行しない事業体、機関に対して、100000 - 200000tg を支払わせる；

2/ 自然環境の保護、適切な回復手段を講じるにあたって与えられた国家予算を他の目的で使用した公務員に対して、200000 - 400000tg、同じく事業体、機関に対して、150000 - 250000tg を支払わせる；

3/ 本法 9 条 4.、20 条 3. に定めた要件を履行しない人に対して、25000 - 50000tg、同じく事業体、機関に対して、200000 - 250000tg を支払わせる；

4/ 過失ある者に対する損害の適切な賠償請求につき、本法 49 条 2. の定めにしたがって裁判所に提起しない公務員に対して、30000 - 60000tg を支払わせる；

5/ 本法 37、40 条の定めにしたがい、国、アイマグ(県)、首都、ソム(郡)、ドゥーレグ(区)の情報財産に対して、関係情報を提供しない、情報財産に与える報告、情報を本法に定める期間内に提供しない、誤った情報を提供した場合、関係する公務員に対して、20000 - 60000tg、法人に対して、100000 - 200000tg を支払わせる；

6/ 故意に、本法 43 条に違反した人に対して、150000 - 250000tg、公務員に対して、30000 - 60000tg、法人に対して、150000 - 250000tg を支払わせる。

3. 国家監査官、自然保護官の法律上正当な要求に違反して履行せず、履行しないことについて煽動し、抵抗した、または公的義務の履行を故意に

妨害した、さらに公的義務を負う国家監査官、自然保護官およびその家族構成員を誹謗、中傷し、脅迫し、暴力を用いた者に対し、刑法および行政責任法に定める責任を負わせる。

第 51 条 法律の施行

本法は 1995 年 6 月 5 日より施行される。

国家大会議議長 H. バガバンディ